

「自律のまちづくり基本条例」を見直します

平成18年4月施行の「自律のまちづくり基本条例」を見直します。ぜひご意見をお寄せください。



▼掲載媒体 町ホームページ  
▼提出方法 住所・氏名・電話番号を明示のうえ、電話・FAX・Eメールなどで提出ください。  
▼提出期限 12月28日(火)

▼役場総合政策課 政策推進係

☎52-2111 (内線231)  
FAX 52-2004  
✉seisaku@town.kaneyama.yamagata.jp

年末年始のバスの運行について

日頃より町路線バスをご利用いただきありがとうございます。年末年始の臨時運行にご協力をお願いします。

▼12月29日～12月30日 全路線通常運行  
▼12月31日～1月3日 全路線運休

なお、12月29日から1月3日まで、診療所は休診となります。

▼役場町民税務課 暮らし安全係  
☎52-2111 (内線246)

クロスボウの無償取引について

銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴い、クロスボウが所持禁止の対象となりますが、危害予防上の観点から、警察で

はクロスボウの無償取引を実施します。

クロスボウを所持している方は、令和4年9月14日までに手放すか、令和4年3月15日から同年9月14日までに所持許可を申請しなければなりません。

クロスボウの引取りを希望する方は、最寄りの警察署に連絡してください。

▼新庄警察署 生活安全課  
☎22-0110

「やまがた縁結びたい」による結婚相談会

▼日時 12月11日(土)

▼場所 やまがたハッピーサポートセンター 1階最上支所(新庄駅前)

▼対象 結婚を希望する方又はその家族  
▼内容 婚活の仕方、お見合い相手の紹介  
▼費用 無料

▼申込 12月9日(木)まで

▼やまがたハッピーサポートセンター  
☎023-1687-1972

借金返済に関する相談窓口

返しきれない借金でお困りの方、まずはお電話を。相談は秘密厳守・無料です。

▼専用電話 023-1641-1520  
▼受付 月曜日～金曜日 8時30分～16時30分

▼山形財務事務所理財課  
☎023-1641-1517

今月の納期

- ◆町県民税 第4期
- ◆国民健康保険料 第6期
- ◆介護保険料 第6期
- ◆後期高齢者医療保険料 第6期

12月27日(月)まで  
忘れずに納付しましょう。



県道除雪からのお願いです！

冬期間の道路交通を確保し、安全で安心な生活を守るため、道路の除雪作業を行っています。除雪作業を安全で効率的に進めるため皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ① 除雪車の周辺は大変危険です。近づかないでください。
- ② 路上駐車はご遠慮ください。
- ③ 道幅が狭くなることにより、交通事故を引き起こす場合があります。敷地内の雪は道路に出さないでください。
- ④ 除雪後に間口に残った雪は、各家庭やご近所で協力し、処理をお願いします。
- ⑤ 流雪溝に雪を排雪する際は、地区で決められたルールを守りましょう。また、作業後は必ずふたを閉めましょう。

▼最上総合支庁道路計画課 ☎22-1111



マイナポイントは12月末まで！



【注】今年の4月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です

【好きなキャッシュレス決済でポイントが使えます】

◆ICカード ◆QRコード決済 ◆クレジットカード (注) クレジットカードは一部対象外有予約・申込はスマートフォンまたは、役場町民税務課窓口でもお手続きできます。

町民税務課窓口で手続き【必要なもの】

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカードの4ケタの暗証番号
- ③ポイントを申込するキャッシュレス決済情報
  - ・利用するキャッシュレス決済のカード
  - または、
  - ・QRコード決済の場合
 スマホなど決済アプリを使用している端末

スマートフォンで手続き【必要なもの】

- ①マイナンバーカード
  - ②マイナンバーカードの4ケタの暗証番号
- ※キャッシュレス決済サービス会社のHPやアプリからの申し込みがオススメです！

詳しい手順はQRコードから



問い合わせ 役場町民税務課 住民係 ☎52-2111 (内線247)

「福祉燃料券購入支援」のお知らせ

冬期間の燃料購入費の負担を少しでも軽減するため、一定の条件を満たす家庭に、燃料購入費の一部を支援します。(町が把握している対象者の方には、11月中旬から健康福祉課職員が燃料券を配布しています。)



- 支援額 1世帯あたり「美杉ちゃん商品券」7,500円相当を予定
- 対象者 次の2つの条件すべてに当てはまる世帯
  - 条件1：令和3年度の住民税が誰にも課税されていない世帯
  - 条件2：次のいずれかに該当する世帯

- ・70歳以上で一人暮らし世帯
- ・高齢者夫婦2人暮らし(男65歳以上・女60歳以上)または高齢者のみ(65歳以上のみ世帯)で、うち1人でも70歳以上の方がいる世帯
- ・身体障害者手帳(1級・2級)を持っている方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)・療育手帳(A)を持っている方がいる世帯
- ・平成15年4月2日以降に生まれた子(※18歳以下の子)がいるひとり親世帯(課税されている別世帯と同居している場合は除く)
- ・介護保険法の介護度4・5に該当若しくは同程度の状態の方がいる世帯

※町で対象者の把握を行っておりますが、新規で対象となる場合や、対象もれなどの場合も考えられますので不明な点は担当までお問い合わせください。

●問い合わせ 役場健康福祉課 福祉係 ☎52-2111 (内線261)